

授 業 計 画

授業のタイトル (科目名) 介護・事業 I		授業の種類 (実習)		授業担当者 山本、田代、金子、澤田、高木	
実習日数 41 日間	時間数 287 時間 (7 時間×41 日)	配当学年・時期 1、2 年通年	必修		
<p>[授業の目的・ねらい] 介護福祉士の実務を行う介護施設等において、基本技術の確認段階の実習として、介護福祉利用者の生活援助に必要な基本的技術を職員の指導を受け習得する。また、介護利用者の心身の状態を観察の項目に従って把握する。</p> <p>[授業全体の内容の概要] <ul style="list-style-type: none"> ・様々な利用者に関わり、過ごし方を把握し日常生活援助に活かす ・利用者の話を聞くことができ、自己の考えを伝えることができる ・一人の利用者の生活について情報収集ができる ・基本的な介護技術を実施し、習得できる ・多職種との関わりを通し、介護福祉士の役割を理解する </p> <p>[授業修了時の達成課題 (到達目標)] <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活の流れや過ごし方を把握し、日常生活援助の実施する ・利用者の話を聞くことができ、自己の考えを伝えることができる ・基本的な介護技術の実施、習得する (技術の確認) ・一人の利用者の生活全体の情報収集をする ・多職種の業務内容を知る ・介護福祉士の役割を理解する </p>					
<p>[授業の日程と各回のテーマ] 実習 I (1 年 7 月 5 日間) どのような高齢者が介護サービスを利用しているかを知る 利用者とのコミュニケーションがとれる</p> <p>実習 II (1 年 12 月 13 日間) 介護福祉士の実務を行う介護施設等において、利用者の生活の流れや過ごし方を把握し、日常生活援助の実施する</p> <p>実習 III (1 年 2 月 20 日間) 介護福祉士の実務を行う介護施設等において、基本技術の確認段階の実習として、介護福祉利用者の生活援助に必要な基本的技術を職員の指導を受け習得する。また、介護利用者の心身の状態を観察の項目に従って把握する。</p> <p>選択実習 (2 年 11 月 3 日間) 多岐にわたる高齢者の生活の場を知る (在宅、小規模多機能など)</p>					

[使用テキスト・参考文献]	[単位認定の方法及び基準] (試験やレポートの評価基準など) <ul style="list-style-type: none">・ 学生自身が行う自己評価・ 実習指導担当教員が行う評価・ 実習先の指導者の評価 を基に総合評価し修了を判定する <ul style="list-style-type: none">・ 実習時間は4 / 5以上の出席を必要とする ※時間不足者は補修実習を行う（但しその理由が認められる者に限る）。
---------------	--

授 業 計 画

授業のタイトル (科目名) 介護・事業Ⅱ	授業の種類 (実習)	授業担当者 山本、田代、金子、澤田、高木	
実習日数 30 日間	時間数 210 時間 (7 時間×30 日間)	配当学年・時期 2 年	必修
<p>[授業の目的・ねらい]</p> <p>期間中受け持ち利用者を担当させていただき介護過程の展開をする。そしてその実践を通して介護福祉士として将来自分がどう援助をするか振り返り、介護福祉士像を構築する。</p> <p>[授業全体の内容の概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他職種との連携を図り、受け持ち利用者の介護過程の展開をする ・利用者の生活行動障害に応じた介護技術を実践できる ・施設の各種地域サービスの実践する ・介護実践を通して自己を見つめ、職業としての介護を自分なりに考える <p>[授業修了時の達成課題 (到達目標)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他職種と連携し、受け持ち利用者の介護過程の展開をする ・一人ひとりの利用者の生活行動障害に応じた介護技術を実践できる ・施設で行う各種地域サービスの実践し、地域での施設の役割を理解する ・実践を通して自己を見つめ、職業としての介護を自分なりに考える 			
[使用テキスト・参考文献]	[単位認定の方法及び基準] (試験やレポートの評価基準など) <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生自身が行う自己評価 ・ 実習指導担当教員が行う評価 ・ 実習先の指導者の評価 を基に総合評価し修了を判定する <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習時間は 4 / 5 以上の出席を必要とする ※時間不足者は補修実習を行う (但しその理由が認められる者に限る)。		